令和７年１０月

【高額な美容医療の契約は慎重に！】

【相　談】

ネット検索で「無料カウンセリング」や「1万円でシミ取り」をするという美容医療の広告を見つけた。無料カウンセリングを予約して店に行くと、すぐに個室に通され、１５０万円もする高額な施術プランの説明が始まった。驚いて、広告にある１万円の施術が希望だと伝えると「お客様のシミはその施術に合わない」と説得され、「今日だけの特別価格」だと１０回の施術で４０万円のプランを勧められた。モニター契約で割引するなどの説明が３時間も続き、このままでは帰らせてもらえないと思い、契約して施術を受けてしまった。

【アドバイス】

全国の消費生活センターには美容医療サービスに関する相談が多く寄せられています。

その中には、カウンセラー等から不安をあおられせかされて、広告に記載されていた金額よりも高額な契約をした。その日のうちに施術までしてしまったため納得できないというものが多くあります。

今回のケースでは、すぐに消費生活センターに相談し、クーリング・オフすることができました。クーリング・オフが適用されない場合でも、取消しができる場合がありますので、一人で悩まずに消費生活センターに相談しましょう。

美容目的の施術の多くは緊急性がありません。今すぐ施術が必要だと不安をあおられても、その場で契約・施術することは避けましょう。

きちんと説明を受けていない、希望していない施術を勧められたなどの場合は、改めて医師などから十分な説明を受けた上で、もう一度よく考えてから施術を受けるかどうかを決めましょう。施術前にリスクや副作用の確認をすることも大切です。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**